

# ファミリー・サポート・センターのご案内

育児の **援助を受けたい人** と **援助を行いたい人** とを結びます。

少しの時間、  
子どもを預かって  
もらいたい

保育園などの  
送り迎えを  
お願いしたい

## 育児にがんばる人をサポート

空いた時間を  
有効に活用  
したい

子育ての  
経験を  
いかしたい

ファミリー・サポート・センターは、平成27年4月より  
「子ども・子育て支援新制度」の中の  
「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられました。

「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」それが

# ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。※市区町村で実施しています。

## 相互援助活動の例



保育施設への  
送り迎え



保育施設の時間外や、  
学校の放課後などに  
子どもを預かる



保護者が買い物など  
外出の際、  
子どもを預かる



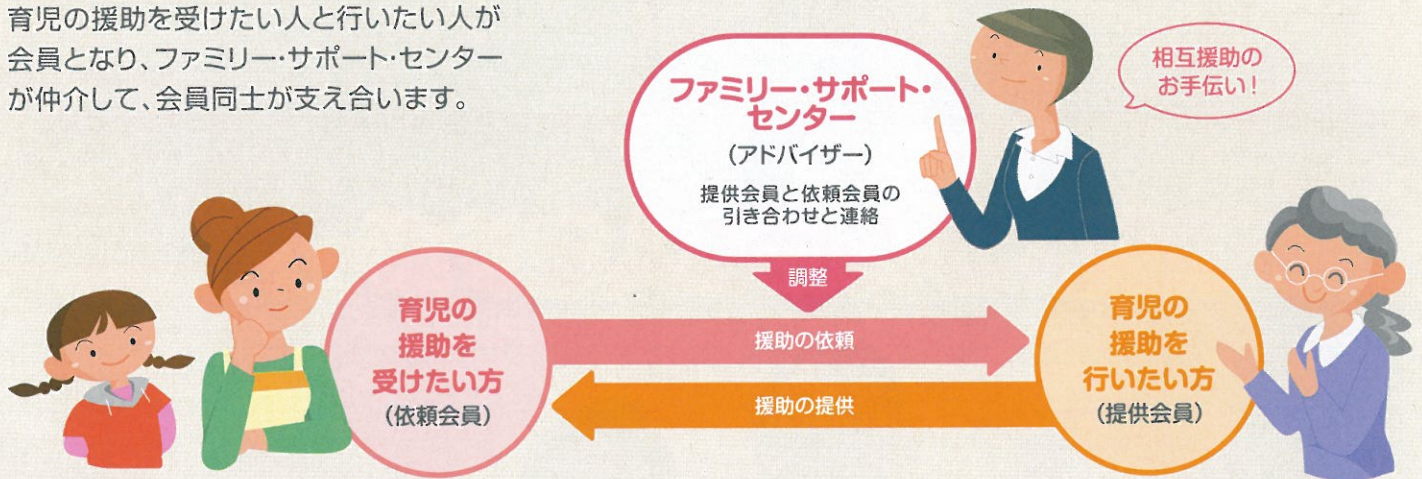
保護者の病気や  
冠婚葬祭などの急用時に  
子どもを預かる



病児・病後児の預かりや  
早朝・夜間などの緊急時に  
預かる(一部地域で実施中)

## 会員同士で支え合う組織です。

育児の援助を受けたい人と行いたい人が  
会員となり、ファミリー・サポート・センター  
が仲介して、会員同士が支え合います。



※自分の急用時には子どもを預かってほしいけれど、時間がある時には子どもを預かることができるという方は「両方会員」となることもできます。

## ファミリー・サポート・センターは、次の業務を行います。

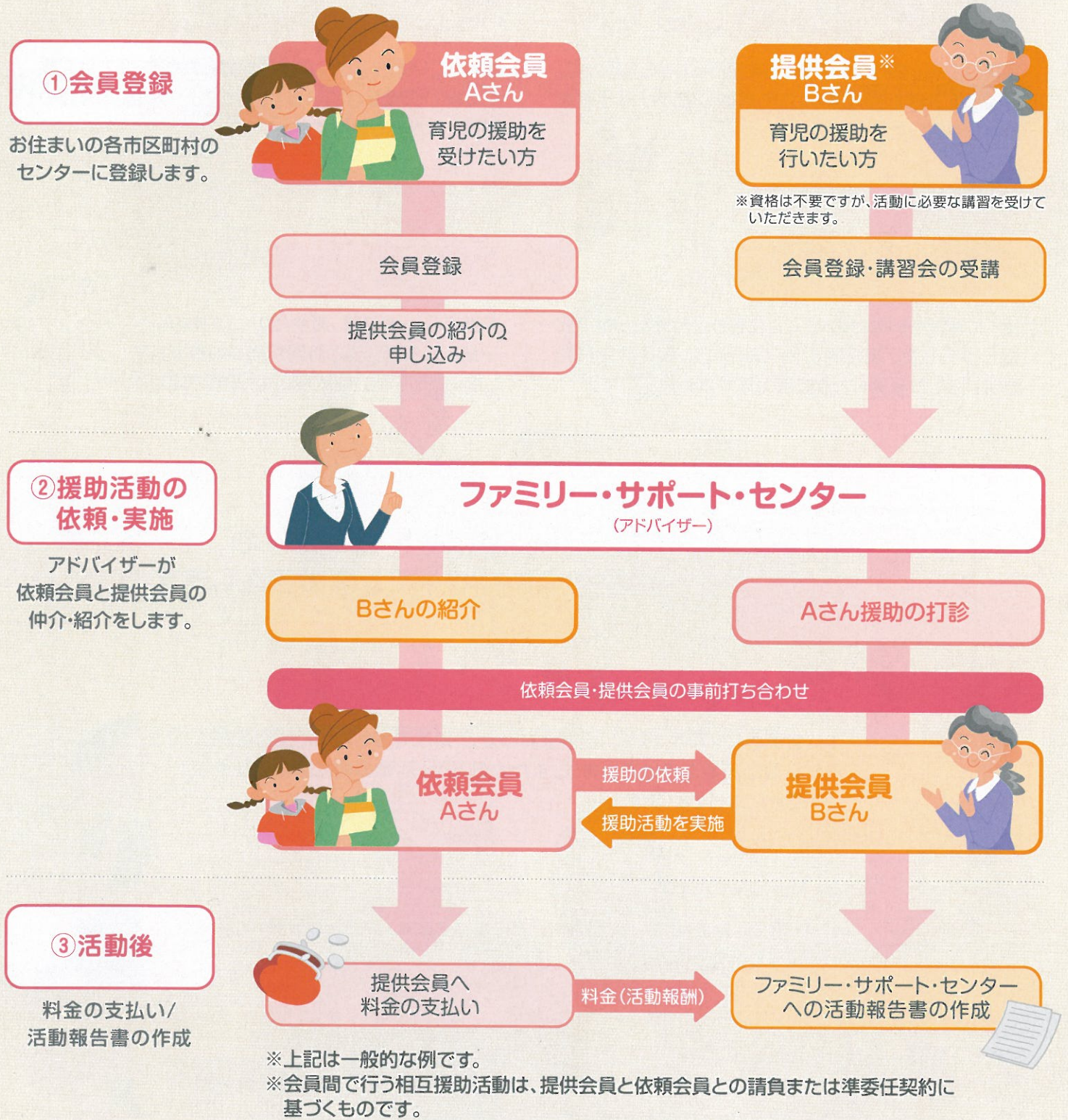
- 1 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 2 会員同士の相互援助活動の調整など
- 3 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- 4 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
- 5 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整

●一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の預かりなど(病児・緊急対応強化事業)を実施しています。

(実施しているかどうかについては、お住まいの市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください)



# 活動はどんなふうに行われるの？



## 料金(活動報酬)について

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金(活動報酬)を【依頼会員】から【提供会員】へ支払います。金額は各市区町村、時間帯、内容によって異なります。



# 体験談

## 会員の皆さまの声をお伝えします。

※体験談は一例です。援助の活動の内容は、各市区町村ごとに異なります。

依頼会員の声  
その1

### おかげでとても 助かっています。

残業の日や出張の日でも子どもを預かってもらえるので、安心して仕事ができます。この制度のおかげで仕事が続けられました。



提供会員の声  
その1

### なんといっても かわいい!

関わっているお子さんの成長が見られます。今では家族ぐるみで交流もしています。とてもかわいくて毎回のサポートが楽しみです。

依頼会員の声  
その2

### わたしの 頼もしいサポーター。

近くに親戚もいないので、ここに移り住んだ当初は不安だらけでした。現在お世話になっている提供会員の方は、私たち夫婦にとって強力なサポーターです。

提供会員の声  
その2

### 一緒に過ごす時間が 楽しみです。

おままごと、折り紙、あやとり…、Yちゃんと一緒に遊んでいると時間が経つのを忘れてしまいます。Yちゃん笑顔は元気の源です。



# Q & A

## ファミリー・サポート・センターの活動への素朴なギモンにお答えします。

依頼会員の声  
その1

### Q1 子どもを預かってくれる人はどんな人?

**A** お子さんを預かるため、提供会員は安全・事故対策も含めた援助活動に必要な講習を受けています。また会員同士、活動の前に顔合わせすることになっています。

依頼会員の声  
その2

### Q2 預かってほしいけど、料金はどのくらいかしら?

**A** 料金(活動報酬)は、市区町村ごとに異なります。また、時間帯や内容によって金額が異なります。

提供会員の声  
その1

### Q3 預った子どもがもし事故にあったら…。

**A** 万一の事故に備えて補償保険に加入しています。詳しくは各市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。



ファミリー・サポート・センター事業は、「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、正式名称が「子育て援助活動支援事業」となりました。

「提供会員」「依頼会員」「両方会員」へご登録をご希望の方、質問がある方は各市区町村のファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

このリーフレットについてのお問い合わせは、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課  
TEL.03-5253-1111(内線7858)へ

